

航空法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

航空法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 65 号）により、無人航空機の機体認証制度及び型式認証制度が創設され、当該制度に係る規定は令和 4 年 12 月 5 日に施行された。当該制度は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 132 条の 13 及び第 132 条の 16 に基づき、運用されている。

しかしながら、無人航空機は本制度施行以前に既に販売がされていたため、型式認証を取得した型式の無人航空機と設計及び製造過程が同一であり、型式認証の取得以前に製造及び出荷がされた無人航空機（以下「出荷済み機」という。）も存在している。

航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 236 条の 12 第 2 項において、無人航空機の区分ごとに機体認証の申請において添付すべき書類が定められているところ、出荷済み機の機体認証に係る検査の合理化を図るため、当該機の機体認証の申請において添付すべき書類を定める改正その他所要の改正を行う。

2. 概要

○規則第 236 条の 12 新設第 3 項関係

出荷済み機に係る第 2 種機体認証の申請において添付すべき書類について、規則第 236 条の 12 第 2 項の表の 1 の項添付書類の欄に掲げる書類のうち第 1 号から第 5 号までのものに代えて、当該無人航空機の設計及び製造過程が当該型式認証を受けた型式の設計及び製造過程と同一であることを証する書類であって型式認証等保有者が発行したものとすることができることを規定する。

○規則第 236 条の 12 新設第 4 項関係

出荷済み機であって無人航空機の製造者等（以下「製造者等」という。）が安全基準に適合することを確認したもの（最後の整備後に航空の用に供したものを除く。）に係る第 2 種機体認証の申請において添付すべき書類について、規則第 236 条の 12 第 2 項の表の 1 の項添付書類の欄に掲げる書類のうち第 6 号から第 9 号までのものに代えて、当該無人航空機が現状について安全基準に適合することを証する書類であって機体認証申請以前 30 日以内に製造者等が発行したものと

することができることを規定する。

○規則第 236 条の 12 新設第 5 項関係

機体認証を受けたことのある無人航空機又は型式認証を受けた型式の無人航空機であって、製造者等が安全基準に適合することを確認したもの（最後の整備の後に航空の用に供したものを除く。）に係る第 2 種機体認証の申請において添付すべき書類について、規則第 236 条の 12 第 2 項の表の 2 の項添付書類の欄に掲げる書類のうち第 1 号から第 3 号までのものに代えて、当該無人航空機が現状について安全基準に適合することを証する書類であって機体認証申請以前 30 日以内に製造者等が発行したものとするすることができることを規定する。

○その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 7 年 10 月末

施行：令和 7 年 12 月 1 日